

土地賃貸借契約証書

貸主 [redacted] (以下甲という) と借主 [redacted] (以下乙という) との間において土地の賃貸借について次の通り賃貸借契約を締結する。

第1条 甲はその賃貸権を有する下記の土地を乙に対し、建物を所有する目的のために賃貸し、乙はこれを賃借した。

広島県尾道市西条町大字寄寄 第97 番地 4 土地 455.84m² (555.84坪) (遺跡負担 20.00m²を含む)

第2条 前条の土地賃貸借期間は賃貸約の日より20年とする。契約期間満了後は甲乙協議の上再契約することとする。

第3条 乙は契約地金として 907,600 円を甲に支払う。甲は之を受領した。この地金利息は返還しない。

第4条 乙は甲に対し契約保証金として 878,608 円を交付し、甲は之を受領した。

第5条 第1条の土地の賃借料は 500,000 円につき年額 60 円を計額 72,000 円とし、本契約と同様に初年度分を支払い、以後は毎年1月 / 日限り決半額分を甲に支払うものとする。

第6条 前条の賃借料は本条土地所有主 [redacted] 甲と同一の賃借料契約又は公租、課税額の契約に貸することはできない。

第7条 甲が第1条の土地の原存に必要な行為をしようとするときは、乙はこれを拒むことはできない。

第8条 乙は甲の敷地による蒸気などなければ第三者に対し、本契約に基づく敷地権を譲渡しまたは土地を転貸することはできない。

第9条 乙が賃借料の支払いを1ヶ年分以上怠ったとき、または第8条その他本契約条項に違反したときは、甲は何等法上の催告をしないで本契約を解除できるものとする。

第10条 前条の規定により本契約を解除したときは、乙は直ちに地上物件を撤去し、本件土地を額所に保留の上、返還しなければならない。

第11条 契約保証金は乙が本契約に基づき賃借の履行を怠った場合にこれを返還するものとする。甲は契約保証金をもってその代償に充てることができる。前、契約保証金は無利息とする。

特約事項
1. 乙が [redacted] 会員でなくなった場合は、本契約は解除されるものとする。

2. 水道施設敷金返還として乙は本契約とともに 500,000 円を交付することとする。

3. 賃借料の支払は [redacted] 会員の建業主 [redacted] と契約を締結するものとする。

4. 第8条土地の賃借料は [redacted] 年1月1日 6 月30日 15,000 円

5. 前条賃借料の増減額を賃借料に含む。

6. 土地所有主 [redacted] 乙が賃借料を滞りなく支払う場合は、[redacted] が直接上記契約保証金を返還するものとする。甲乙蓋印捺印の上、各該条の1通を添付するものとする。

昭和48年 6 月 / 日
地籍調査(47) 尾道市西条町大字寄寄 48.6.26

賃 貸 人 住所 氏名

賃 借 人 住所 氏名

賃 借 人 の 連 帯 保 証 人 住所 氏名

立 会 人 住所 氏名

取引主任者